

飯塚市罹災証明書等交付要綱

令和3年3月25日

飯塚市告示第71号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の市域内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(大規模な火事による被害を除く。))をいう。以下同じ。)が発生した場合における当該災害に係る証明書(以下「証明書」という。)の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 この告示に基づく証明書の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害による住家及び非住家(以下この項において「住家等」という。)の被害について、その事実を市が確認することができる場合に限り、住家等の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被害届出証明書 災害により住家等に被害が生じた場合又は住家等以外の物に被害が生じた旨の届け出があったことを証明するものをいう。

2 前項の証明書には、被害額に係る証明を含まないものとする。

(証明書の交付申請)

第3条 前条の証明書の交付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、罹災証明交付申請書又は被害届出証明交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該各号に掲げる書類のうち、添付することができないものがあるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 被害状況の写真
- (2) 被害場所の地図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。

3 証明書の交付申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は、委任状を提出しなければならない。

(申請の期限)

第4条 証明書の申請期限は、災害が発生した日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、一定規模以上の災害が発生した場合は、必要に応じ申請期限を延長できるものとする。

(証明書の交付)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査し、災害による被害が認められた場合に証明書を交付するものとする。

(再調査の申請)

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の場合において、罹災証明書の交付を受けた者は、建物被害認定再調査申請書に当該罹災証明書を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、罹災証明書を再交付する方法によりその結果を通知するものとする。

(手数料)

第7条 罹災証明書及び被害届出証明書に係る手数料は、飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)第6条第5号の規定により免除するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。